

安全管理体制と方針

安全基本方針

平成17年に航空機、鉄道などで事故が多発しました。それを受けて各事業者における安全管理体制の強化を目的として鉄道事業法が改正され、運輸事業者に常に安全を最優先する事業運営の仕組みの構築が義務づけられました。これを受けて、当社では平成18年10月に安全管理規程を制定するとともに、輸送の安全を確保するための安全基本方針を定めました。

安全基本方針

1. 安全最優先の原則の下、常に輸送の安全確保に努め、安全適切な処置をとります。
2. 輸送の安全に関する法令及び関連する規程類を遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
3. 安全管理体制を適正に運用するとともに、継続的な改善を図ります。

安全管理体制

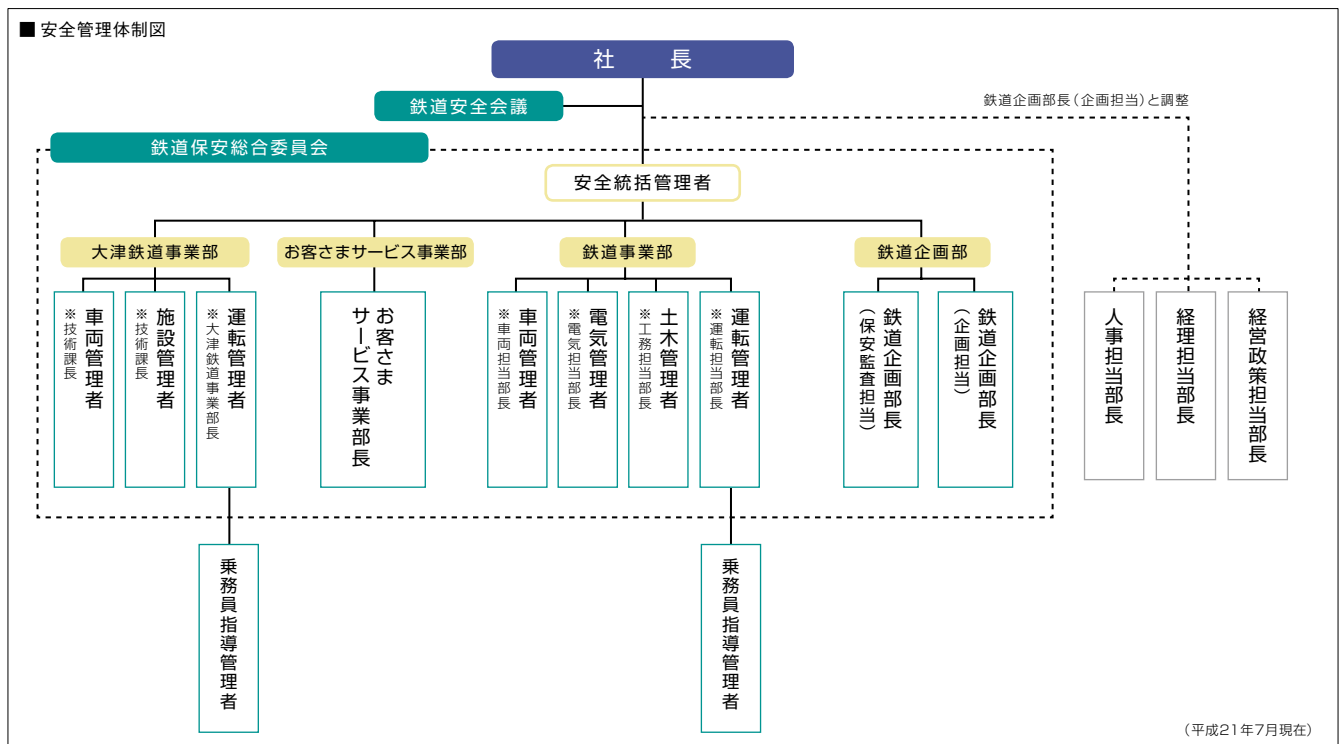
当社では、安全統括管理者を委員長とし、鉄道部門の部長からなる「鉄道保安総合委員会」を設置し、輸送の安全確保、鉄道業の事業計画について安全・正確・迅速・快適の原則に則り審議を行っています。

また、自社の事案だけでなく、他社の事例で運転保安にかかわる問題も議題として取り上げ、安全施策などの強化を図ってきました。

なお、当社の安全への取り組みには長い歴史があり、鉄道保安総合委員会の前進である「運転保安委員会」は昭和42年に創設され、平成17年に鉄道保安総合委員会に発展解消されるまで合計1,101回開催されています。

安全への取り組み

安全管理体制



管理者などの役割

安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。	鉄道企画部長 (企画担当)	安全統括管理者の指揮のもと、事故防止に関する事項および輸送の安全の確保に必要な設備投資などに関する事項を統括する。	経理担当部長	鉄道企画部長が立案した予算計画について、全社的な年度予算を調整する。
運転管理者	安全統括管理者の指揮のもと、運転に関する事項を統括する。	鉄道企画部長 (保安監査担当)	安全統括管理者の指揮のもと、「保安監査規程」に定める保安監査および運輸安全マネジメント態勢の確認を担当する。	人事担当部長	鉄道企画部長が立案した要員計画について、全社的な要員計画を調整する。
乗務員指導管理者	運転管理者の指揮のもと、乗務員の資質の維持に関する事項を管理する。	お客さまサービス事業部長	安全統括管理者の指揮のもと、駅における運転関係業務に従事する係員の教育訓練の管理を担当するとともに、駅のホーム上または線路に近接して実施される業務(運転関係業務または施設管理者などが管理する業務を除く)の安全管理を統括する。	鉄道保安総合委員会	安全輸送の確保を最優先の命題とし、鉄道業の事業戦略・計画および営業戦略・政策を企画、立案するとともに重要な情報の分析を行う。
土木管理者・電気管理者・施設管理者 (以下「施設管理者等」という。)	安全統括管理者の指揮のもと、鉄道施設に関する事項を統括する。	経営政策担当部長	鉄道企画部長が立案した設備投資計画について、全社的な経営状況に鑑み、中長期経営計画を調整する。	鉄道安全会議	運輸安全マネジメント態勢を適切に運営することを目的として、鉄道業における安全に関する事項の報告、審議を行う。
車両管理者	安全統括管理者の指揮のもと、車両に関する事項を統括する。				